

議案第22号	三田市犯罪被害者等支援条例の制定について
危機管理課	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成を図ることを目的として、当該条例を制定しようとするもの。
内 容	<p>【関連法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等基本法 ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 ・ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 <p>【制定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、定義、基本理念（第1条、第2条、第3条） ・ 市、市民及び事業者の責務（第4条、第5条） ・ 相談及び情報の提供等（第6条） ・ 日常生活の支援（第7条） （一時預かり保育及び家事支援に要する費用の助成） ・ 居住安定の支援（第8条） （転居費用及び新たな賃貸住宅の家賃の助成） ・ 支援金の支給（第9条） （重疾病支援金及び遺族支援金の支給） ・ 市民等の理解の増進（第10条） ・ 民間支援団体への支援（第11条） ・ 人材の育成（第12条） ・ 委任（第13条） <p>【施行期日】 平成29年4月1日</p>